

第 2 9 号議案

東京都台東区国民健康保険高額療養費資金貸付条例の一部
を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 4 年 2 月 6 日

提出者 東京都台東区長 吉 住 弘

(提案理由)

この案は、国民健康保険高額療養費資金貸付基金を廃止するため提出します。

東京都台東区国民健康保険高額療養費資金貸付条例の一部
を改正する条例

東京都台東区国民健康保険高額療養費資金貸付条例（平成11年3月台東区条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条から第4条までを削り、第5条を第2条とし、第6条から第10条までを3条ずつ繰り上げる。

第11条第3号中「第5条」を「第2条」に改め、同条を第8条とし、第12条を第9条とし、第13条を第10条とし、第14条を第11条とする。

付 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。